

はしがき

本書は、平成4年度にアジア経済研究所の環境問題総合研究事業の一環として実施された「発展途上国の環境法と行政制度（2）——東南アジア・南アジア」委員会の研究成果をとりまとめたものであり、昨年度の野村好弘・作本直行編『発展途上国の環境法——東アジア』（「開発と環境シリーズ」第3号）に引き続くものである。

本研究会では、前年度の東アジア編に引き続き、日本と緊密な関係にある東南アジアと南アジアの諸国を対象に、環境法と環境行政に関する調査を実施した。具体的には、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイ、バングラデシュ、インド、スリランカ、パキスタン、ベトナムの9ヵ国を取り上げた。執筆にあたっては、ベトナムを除く各国で現地の調査を実施し、そこで得られた資料、ヒアリング等をもとにしている。

1992年の国連環境開発会議（UNCED）の場で「環境と開発」の調和を目標とした概念として、「持続可能な開発」が採択された記憶もまだ新しい。この概念はアジア各国において広く浸透しつつあり、環境問題解決に向けてのキーワードとなっている。しかし、アジア諸国の環境問題には多様かつ複雑な問題が多く含まれており、しかもその影響被害は本書の総論でも見ているとおり、一般的にはますます悪化する傾向を示しているといえよう。アジア諸国では、環境条件の悪化が、人々の生活、経済、社会にまで影響被害をもたらしつつあり、どの国においても重要かつ深刻な問題として受けとめられるようになってきている。

今回のアジア諸国の環境法調査を実施するにあたって目標としたことは、現在のアジア諸国の環境法の整備状況を可能な限り法律の条文に照らして理解するように努めることであった。これによってアジア諸国の環境法の構造および法整備の状況をできるだけ明らかにしたいと考えた。ところで、調査対象国の中には邦語文献でこれまで紹介されたことがないと思われるような

国もいくつか含まれているが、これは将来のこの分野での日本との協力可能性を重視したためである。

この調査においては、各対象国について、環境問題の特徴、環境政策、環境行政、環境法の体系、環境影響評価制度、紛争処理、被害者救済に関する共通的な事項をできるだけ取り上げることを試みている。ただし、国によつては、白書、法令テキストなど資料面の制約があつたり、環境法分野で十分な研究蓄積が見られない場合もあり、このため各執筆担当者に大きな負担をおかけした場合がある。

ところで現在、本書でみたように、アジア諸国では、環境問題の種類も多様化しつつあり、その被害も広域化または越境化する傾向を示しつつあるといえよう。このような環境問題に対して、環境法がどのような役割を果たしうるかをさらに詳細に検討していくことが重要であろう。これまで「アジアでは法が機能しない」と一般的に批判されることが多かった。しかし、現在、アジア諸国の環境法研究者が、法の適用・執行段階において実効性を高めるにはどうしたらよいかといった関心を高めつつある。このような議論に関しては、環境法そのものに関する議論とともに、法の適用に関わる非法律的な要素についても検討を行なうことが必要であろう。

アジア諸国ではすでに環境訴訟がいくつか登場している。インドのユニオン・カーバイド社事件、マレーシアのエイシアン・レア・アース社事件などは国際的な問題にまで発展した例である。これらは環境問題が国際的な広がりをもつていていることを示すものである。環境問題の解決については、これまでのような各国の個別的な対応だけでは限界がある。問題の解決にとって、環境法研究の国際協力の推進が不可欠であろう。この報告書では、アジア地域の環境協力に関するテーマをとりいれるとともに、マレーシアでのエイシアン・レア・アース社に関する公害訴訟判決文（イボー州高等裁判所の判決）を翻訳し、さらに同最高裁判所の判決文（邦訳）も掲載した。アジア地域の環境協力は、地理的に近接したアジア諸国にとって、今後ますます重要な課題となるであろうし、エイシアン・レア・アース社に関する公害訴訟は、イン

ドのユニオン・カーバイド社事件の訴訟とならんで、アジア地域での環境訴訟の先例として大きな意味を持つであろう。

この調査をとおして、まずアジア地域、とりわけ ASEAN 地域では、環境法の整備が大きく進展してきていること、さらに環境行政のための主管機関も多くの国で設置されていることが明らかになった。南アジアの地域でも、国によって取り組みに相違があるが、各国の環境問題に対応する法整備が着々と進みつつある。これらは、環境権の制定、無過失責任制度の採用、厳格責任等の諸原則の採用に明らかであるとともに、各国での規制手段の多様化の点にも表われている。例えば、ライセンス制、地域指定制、排出基準、罰則だけでなく、環境アセスメント制度、排出課徴金制（チャージ制）、公害防止企業の表彰制度、地方自治体の参加などにも表われている。また、公害防止資金の融資制度や環境NGOの資格登録制度、被害者救済のための賠償保険法制定などの動きも表われており、これらはいずれもアジア諸国における新たな環境法の動きとしてきわめて注目されるものである。

本委員会の構成は次のとおりである。

主査・幹事： 作本直行（経済協力調査室）

委 員： 野村好弘（東京都立大学教授）／木村 実（拓殖大学教授）
 ／安田信之（名古屋大学大学院教授）／磯崎博司（岩手大学助教授）／井上秀典（明星大学教授）／小賀野晶一（秋田大学助教授）／蓑輪靖博（在モンゴル日本大使館専門調査員）

オブザーバー： 遠藤貴子（文部省教科書調査官）／今泉慎也（経済協力調査室）

外 部 原 稿： 鈴木康二（日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員）

なお、本委員会は、上記の国内研究会とは別に、海外共同研究者による調査も実施してきており、これを「発展途上国環境問題総合研究報告書」として刊行してきている。1992年3月に中国の社会科学院法学研究所長王家福氏、および台湾の輔仁大学法学研究所長邱聰智教授からの報告書が刊行され

たほか、93年3月にタイのチュラロンコン大学法学部の Sunee Mallikamarl 教授とインドネシア大学の Koesnadi Hardjasoemantri 教授の報告書がそれぞれ刊行された。94年3月にはフィリピンの Amado S. Tolentino 教授の報告書も刊行される予定である。いずれもアジア経済研究所からの出版である。参考されたい。

この調査を実施するにあたり、海外で訪問した環境関連の国際機関、在外公館、政府関連機関、大学などの学術研究機関、環境NGOの関係者などから、貴重な協力および資料の提供を得ているので、この場を借りて謝意を表したい。特に小島延夫弁護士からは、エイシアン・レア・アース社の高裁判決文の翻訳にあたり訳文をていねいに検討していただいたうえに、貴重なコメントやご教示をいただいた。さらに93年12月の最高裁判決についてはご好意により同氏が訳されたものを掲載させていただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

今回の改定版の印刷にあたり、アジア諸国では環境法の制定改廃が頻繁に行なわれているため、本書の中には全面的な書きかえを必要とする箇所が多く見られる。しかしながら、今回は、1994年の執筆以後の環境法の動きをすべて取り上げることはできなかった。特に注目される「ベトナムの環境法と行政制度」（第7章）と、「インドネシアの環境法と行政制度」（第6章）の一部（第V節）については、全面的な書き直しを行なったが、それ以外の箇所については、時間的な制約もあり、字句の修正程度にとどめざるをえなかった。執筆者の方々には、ご多忙中にもかかわらず、書き直しなどで多くの労をお願いした。また、アジア経済出版会の田中生男社長、および編集担当者には、改訂版刊行の企画、制作でご支援を戴いた。この場を借りて感謝の意を表したい。

1996年5月

編 者